

東京農工大学農学府・農学部運営規則の一部改正

現行	改正	改正理由
<p>(教授会)</p> <p>第7条 学府及び学部 zu 置く教授会(以下「教授会」という。)は、組織運営規程第11条第1項及び第2項に規定する事項を審議し、及び学長が決定を行うに当たり意見を述べるものとする。</p> <p>2 教授会は、前項に規定するもののほか、次の各号に掲げる事項を審議し、並びに学長、学府長及び学部長の求めに応じ、意見を述べることができる。</p> <p>(1) 学生の在籍に関する事項(入学、卒業及び課程の修了に関する事項を除く。)</p> <p>(2) その他学府又は学部の教育又は研究に関する重要事項</p> <p>3 教授会は、学府又は学部を兼務する教授、准教授、専任講師及び助教並びにその他学府長又は学部長が指名する者をもって組織する。</p> <p>4 教授会に議長を置き、学府長又は学部長をもって充てる。</p> <p>5 議長は、教授会を主宰する。</p> <p>6 学府長又は学部長に事故があるときは、学府副府長又は農学部副部長がその職務を行う。</p> <p>7 教授会は、定期に開催し、会議の議案をあらかじめ通知しなければならない。ただし、必要に応じて、臨時に開催することができる。</p> <p>8 教授会は、その構成員(外国出張中の者及び休職中の者を除く。)の3分の2以上の出席がなければ開くことができない。</p> <p>9 教授会の議事は、別に定めのある事項を除き、出席者の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。</p> <p>10 教授会議事要旨は、教授会の承認を求めなければならない。</p> <p>11 その他教授会について必要な事項は、別に定める。</p>	<p>現行どおり</p>	

<p><u>(新設)</u></p>	<p><u>(教授会の審議事項の委任)</u></p> <p><u>第 7 条の 2 教授会は、前条第 1 項及び第 2 項に規定する教授会の審議事項の一部を、教授会の下に置く代議員会（以下「代議員会」という。）に委任することができる。</u></p> <p><u>2 教授会は、前項で委任した審議事項について、代議員会の議決をもって、教授会の議決とすることができる。</u></p> <p><u>3 その他教授会の審議事項の委任及び代議員会について必要な事項は、別に定める。</u></p>	
--------------------	--	--

附則(平成 30 年 9 月 25 日農規則第 3 号)
この規則は、平成 30 年 9 月 25 日から施行する。